

地元理解の促進について

2021年10月14日

資源エネルギー庁

地域と共生する再エネ導入に向けたこれまでの取組

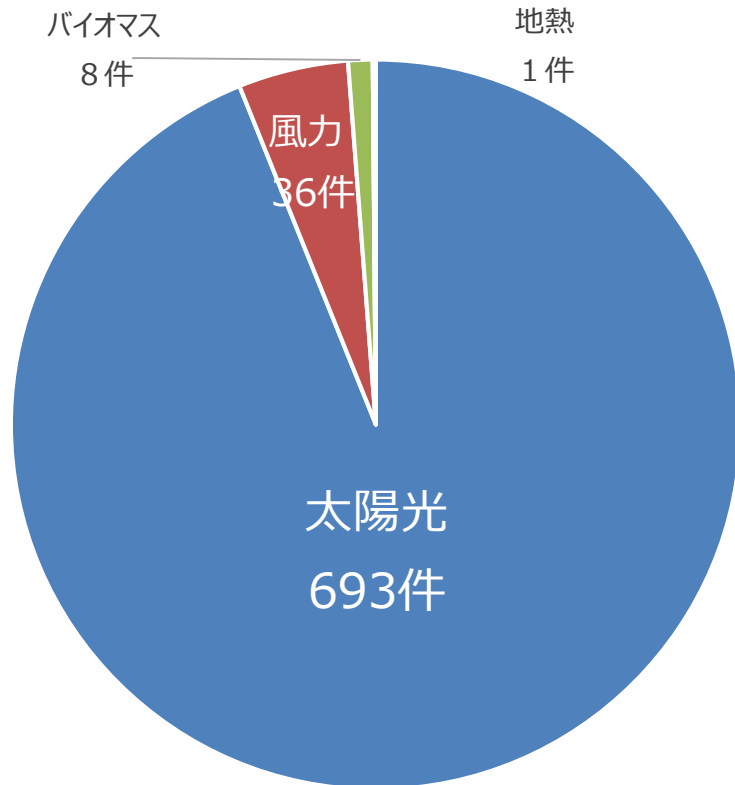
- 地域と共生する再生可能エネルギーの導入実現のため、事業の開始から終了まで一貫して、適正かつ適切に再エネ発電事業の実施が担保され、地域からの信頼を確保することが不可欠である。
- そのため、これまでも主に以下のような取組を進めてきたところである。
 - ① 2016年法改正を踏まえ、条例を含む関係法令遵守を認定基準として規定（2017年）
 - ② 事業計画策定ガイドラインにおいて住民との適切なコミュニケーションを努力義務化（2017年）
 - ③ 地方自治体の条例等の先進事例を共有する情報連絡会の設置・開催（2018年～）
 - ④ 廃棄等費用の外部積立て等を内容とする改正再エネ特措法の成立（2020年、2022年施行）
 - ⑤ 分割や飛び地等のFIT制度の趣旨を逸脱した案件に対応するための随時の運用見直し
- しかし、FIT制度の導入を契機として、規模や属性も異なる様々な事業者による参入が急速に拡大してきた太陽光発電を中心に、安全面、防災面、景観や環境への影響、将来の廃棄等に対する地域の懸念は依然として存在している。
- こうした懸念を払拭し、責任ある長期安定的な事業運営が確保される環境を構築することが必要である。

不適切案件に関する情報提供フォーム（資源エネルギー庁HP）への相談内容

- 地方自治体や住民の方々からの懸念事例の相談を受け付けるため、2016年10月から、資源エネルギー庁のHP上に「不適切案件に関する情報提供フォーム」を設置している。

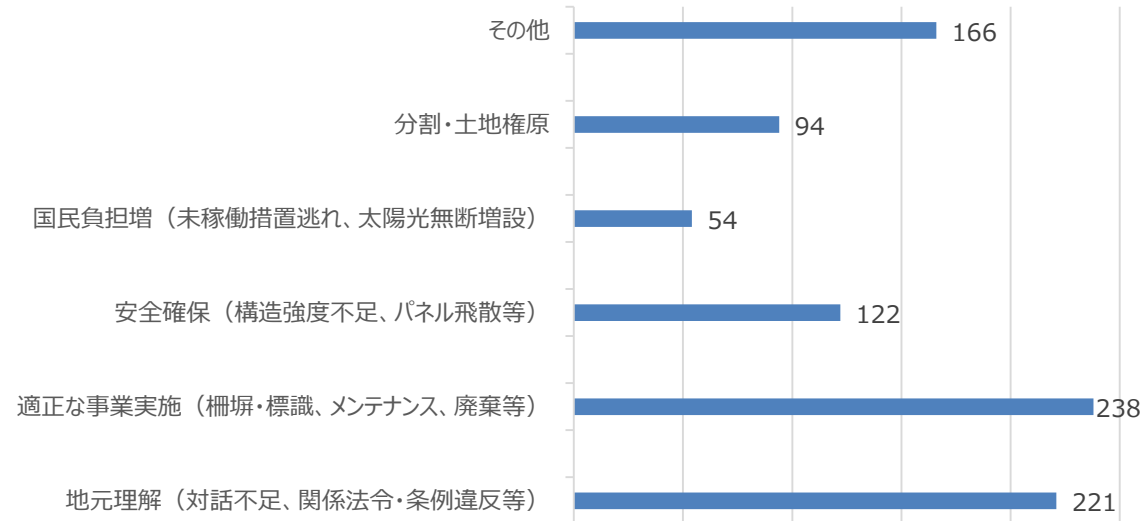
＜情報提供フォーム（資源エネルギー庁HP）への相談内容（電源種別）＞

※2016年10月～2021年7月までの通報内容



＜情報提供フォーム（資源エネルギー庁HP）への相談内容（内容別）＞

※2016年10月～2021年7月までの相談内容



※ 1つの相談内容に複数の項目が含まれている場合、それぞれの項目でカウントしているため、総相談件数と一致しない

情報提供フォームに寄せられた地方自治体や住民の方々の声の分析

- **2016年10月から2021年7月までに738件の相談**を受け付けており、ここ1年**相談件数は増加傾向**にある。（昨年報告時点（2016年10月～2020年9月）では574件）
- 受け付けた相談は、柵塀・標識設置等の再エネ特措法の義務に関する内容については、地方経済産業局に共有し対応しているほか、関係法令（条例含む）に関する相談については地方自治体等の関係行政機関への共有、安全に関するものについては保安部局への共有を行い、対応を要するものについては、指導等を行っている。
- 情報提供フォームに寄せられた相談内容を大きく分類すると、
 - ① **地元の理解を得ないまま事業が進んでいくことへの懸念**（事業者の情報が不透明、説明会の開催や住民への説明等の対話が不十分）
 - ② **適正な発電事業が一貫して行われるかへの懸念**（事業当初～事業中の柵塀・標識の未設置やメンテナンス不良、事業終了後の廃棄）
 - ③ **事業実施の大前提となる安全に関する取組への懸念**（構造強度への不安、パネル飛散等）となっている。

地元理解の促進に向けた自治体との連携強化（条例データベース・申請情報の共有）

<条例データベースの構築>

- 再エネ特措法においては、2017年から条例を含む関係法令遵守を認定基準とし、地域の実情に応じた条例への違反に対し、再エネ特措法に基づく指導等が可能となっている。
- 地域共生を円滑にするための条例策定を検討したい自治体をサポートする観点から、既存の再エネ条例に関するデータベースを構築し、2021年8月から、自治体への提供を開始。電源種、同意プロセスの有無（首長同意等）、必要な手続・区域指定（届出、抑制区域指定）の内容・類型等についてソート可能な形としており、今後も自治体の声を踏まえて随時見直す予定。

<申請情報の共有>

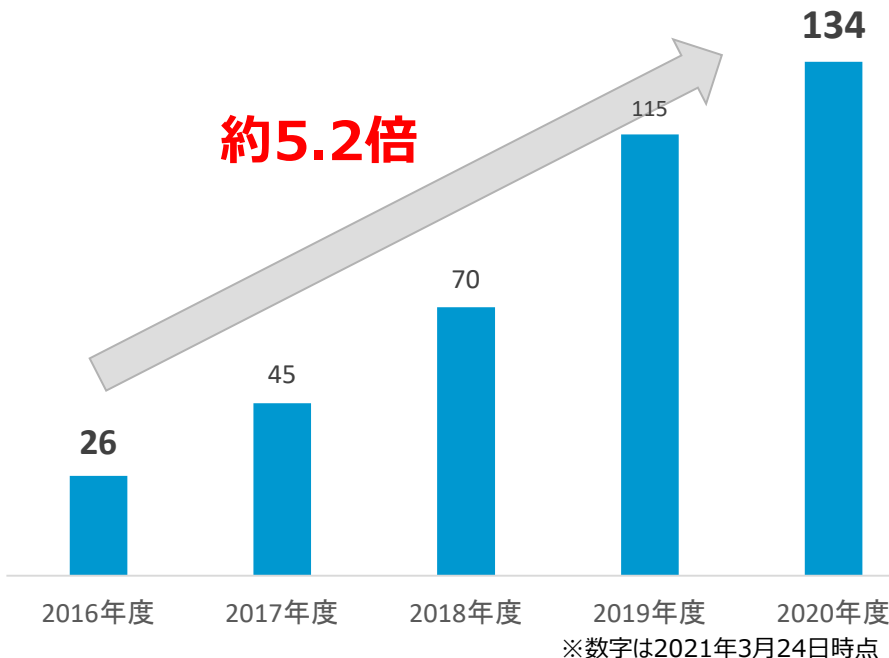
- 条例をはじめとする法令遵守状況や安全上の問題等の地元の懸念に早期に対応する観点から、事業の初期段階において、必要に応じて自治体が関わっていくことが重要。
- そのため、発電設備の立地する自治体に限り、事業者から経済産業省に対し、再エネ特措法に基づく認定申請があった段階で、域内で認定申請があった事実、事業者名、設置場所等の法令遵守状況の確認のために必要な限度の情報に限り、2021年8月から、共有を開始。
- これにより、申請時点から関係法令遵守の観点で自治体が案件に今以上に関与し、当該事業者とコミュニケーションをとることが可能となり、地域と調和的な再エネの導入に繋がると考えられる。



(参考) 再生可能エネルギー発電設備の設置に関する条例の制定状況

- 近年、自然環境や景観の保全を目的として、再エネ発電設備の設置に抑制的な条例（再エネ条例）の制定が増加していることを踏まえ、全国の自治体を対象に条例の制定状況を調査し、1,559の自治体から回答を得た（回答率87.7%）。
- 2016年度に26件だったものが2020年度には134件と5年で約5.2倍に増加し、全国の自治体の約1割弱が、再エネ条例を制定している状況。
- このうち、66件の条例は、再エネ発電設備の設置に関し、抑制区域や禁止区域を規定しており、中には川島町の条例のように、域内全域を抑制区域とする例も見られる。

再エネ条例は近年増加（再エネ条例制定件数推移）



○川島町太陽光発電設備の設置及び管理に関する条例 概要 (施行日：令和3年1月1日)

- ・抑制区域：配慮が必要と認められる地域を抑制区域として指定
※施行規則により、川島町全域を指定
- ・周辺関係者への説明：周辺関係者に対し説明会を開催
- ・標識の掲示：設置区域内の公衆の見やすい場所に標識を掲示
- ・報告の徴収：事業に関する報告を求めることができる
- ・立入検査等：事業区域に立ち入り、必要な調査をすることができる
- ・指導、助言及び勧告：指導、助言及び勧告を行うことができる
- ・公表：勧告に従わない場合、公表することができる

(参考) 住民とのコミュニケーションを促す条例

- 地方自治体の策定した条例において、住民とのコミュニケーションを促すための様々な規定が設けられている。

■ 愛知県岡崎市（岡崎市周辺環境に影響を及ぼすおそれのある特定事業の手續及び実施に関する条例）

- 周辺住民を対象とした説明会の開催（原則3回まで）、市長との事前協議が必要。
- 地域住民からの要望と事業者の回答が合意に至らない場合、地域住民と事業者双方の同意に基づき、市があつせんや調停の手續が行われる。

■ 岐阜県中津川市（中津川市自然環境等と再生可能エネルギー発電事業との調和に関する条例）

- 自治会等への説明会の後、市長への届出を行う前に、利害関係団体等と書面による協定締結を義務化。

■ 栃木県佐野市（佐野市自然環境等と再生可能エネルギー発電設備設置事業との調和条例）

- 地域住民等に対し設置事業計画の周知を図るため、公衆の見やすい場所に標識を設置し、設置した日から起算して14日以内に近隣住民等に対する説明会開催の義務化。

■ 長野県上田市（上田市太陽光発電設備の適正な設置に関する条例）

- 地域住民等に事業計画を公開し、周知するために市との事前協議の前に標識の設置を義務化。

国民への更なる情報提供（公表情報の拡充）

- 2016年の再エネ特措法の改正に基づき、現在、国民への情報提供に資する目的で、**再エネ発電事業計画に記載された事項の一部を経済産業省ホームページにおいて公表**している。
- 今般の改正法において、**再エネ発電事業計画に記載された事項に留まらず、認定計画の実施の状況に関する情報の公表に関する規定**が設けられたことを踏まえ、計画記載事項の追加的公表を含め、**地元の理解促進、地域共生に資する情報を公表する**。
- 具体的には、公表情報の拡充の検討に当たって地方自治体へのヒアリングを行った結果や、廃棄WGにおける御指摘を踏まえ、**改正法の施行後、以下の項目を新たに公表**することとする。
- また、今後、地元の理解促進や地域共生に資すると考えられる情報が更に明らかになった場合には、追加での公表を随時、検討する。

- ① 稼働・未稼働の情報を把握することによって、自治体独自の指導等を効率的に行うことが出来るという声
 - **発電設備の稼働(運転開始月含む)・未稼働の状況【事業計画に記載なし】**
- ② 自家消費要件への該当性を把握し、災害時において地域において活用したいという声
 - **地域活用要件への該当性(低圧太陽光発電設備)【事業計画に記載あり】**
- ③ 廃棄等費用の積立て状況や内部積立ての取組について公表することで、適切に積立てがなされていることが明らかとなり、事業後の不法投棄等の地域の懸念解消につながるという御指摘
 - **廃棄等費用の積立てに関する情報【事業計画に今後記載予定】**

地元理解の促進に向けた自治体との連携強化（地域連絡会の活用）

- 第5次エネルギー基本計画において、再エネ主力電源化が示されたことを踏まえ、**地域での再エネ理解促進のための先進的な取組を進めている自治体の事例等を全国に共有する場として、地方自治体と関係省庁を参加者とする連絡会**を2018年10月30日に設置し、これまで4回実施。
- 今般、第6次エネルギー基本計画素案において、「**地域との共生を図りながら最大限の導入を促す**」、「**地域と共生する形での適地確保**」といった方向性が示されるなど、再エネ導入に当たっては、自治体と連携しながら取組を進めていくことが一層重要となっている。
- そのため、こうした政府全体の動きについて共有するとともに、条例DBや申請時点での情報共有といった自治体との連携に関する取組の紹介などをテーマとし、**第5回連絡会を10月に開催**することとする。その際、**オンライン会議形式**とすることで、**従来より多くの自治体に参加**していただくこととする。

<開催実績>

2018年10月30日 第1回

- ・ F I T法の枠組みと法執行状況について
- ・ 条例制定事例や地域共生推進事例について 等

2019年2月25日 第2回

- ・ 分散型エネルギーシステムの構築等に向けた取組について
- ・ 標識・柵塀の設置義務違反に係る取り締まり方針について 等

2019年6月28日 第3回

- ・ 分散エネルギーシステムの確立に向けた取組について
- ・ 太陽光発電設備の廃棄等費用の確保に関する検討について 等

2019年12月6日 第4回

- ・ 適正な事業実施の確保や安全対策について
- ・ 地域と共生した再エネ事業の形成
- ・ 地域再エネ車座トーク（仮）の開催について 等

2020年度

- ・ 2020年度は新型コロナウイルスの感染状況を踏まえ、地域単位（北海道、九州等）でオンライン会議も活用して開催

<各自治体における先進的な取組の例>

①自治体における再エネ発電設備に係る条例の策定

兵庫県太陽光発電施設等と地域環境との調和に関する条例、和歌山県太陽光発電事業の実施に関する条例

②地方創生につながる再エネ関連事業の実施

鳥取県米子市鳥取県米子市・ローカルエナジー株式会社は地元企業5社の共同出資により、2015年に地域エネルギー会社として設立。調達電力の約6割が、地域内のエネルギー。需給管理を自前で実施し、地域の特性に合わせた最適な需給調整を可能とし、地域に新たな雇用を創出。

③自治体を中心としたメンテナンス体制の整備

具体例：浜松市における保守点検事業者データベースの公表、太陽光発電サポート協議会の設立

適正な事業実施の確保（柵塀・標識設置に関する取組）

<前提・制度趣旨>

- 再エネ特措法に基づき、①緊急時に連絡を取ることができるようにする、②適切に保守点検・維持管理し、第三者が容易に近づけないようにする観点から、認定事業者に対し、設置する設備に標識及び柵塀等の設置が義務付けられている。

<これまでの対応・課題>

- これまで、
 - ① 2018年11月及び2021年4月に標識・柵塀設置義務について注意喚起を実施、
 - ② 2021年4月から、全ての案件に対し、申請時において、供給開始までに柵塀・標識を設置することの誓約書提出を必須化
 - ③ 情報提供フォームや自治体・住民から柵塀・標識が未設置との情報が寄せられた案件については、その都度、必要に応じ、口頭指導や現場確認を行い、改善を促している。

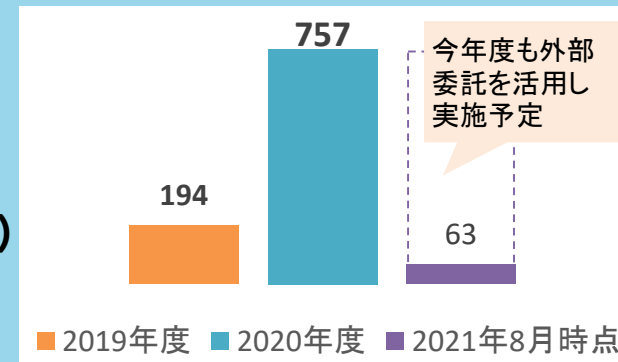
- ④ 昨年度後半から外部委託も活用した結果、指導件数は大幅に増加。

2019年度：194件指導（179件改善、15件改善待ち・対応確認中）

2020年度：757件指導（111件改善、646件改善待ち・対応確認中）

2021年8月時点：63件指導（26件改善、37件改善待ち・対応確認中）

※2020年度の大部分は年末から年度末にかけて指導を行い、現在フォローアップ中。2021年度も今後、外部委託も活用して指導を開始予定。



<今後の対応>

- 担当人員の増強を図るとともに、不適切案件の内容に応じて経産局・保安監督部が連携して対応。
- その上で、足りない部分については引き続き外部委託を活用することで、執行力の強化を図る。
- こうした取組を進めていくとともに、違反の解消状況や設置義務違反の件数も踏まえ、必要に応じて追加的な措置についても検討。